

函館市青年センター使用料の後納、減免および還付取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市青年センター条例（昭和44年函館市条例第19号。以下「条例」という。）に規定する使用料の後納、減免および還付に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用料の後納)

第2条 条例第8条第2項ただし書の市長が特に認めるときは、国、地方公共団体その他これらに準ずる者に使用させるときとする。

- 2 前項の者は、使用料を後納しようとするときは、別記第1号様式の申請書により市長に申請しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による申請があったときは、後納の可否を決定し、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。

(使用料の減免)

第3条 条例第8条第3項の青少年の健全育成その他公益上必要があると認める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 国または地方公共団体その他公共的団体が青少年の健全育成に関する会議、集会等に使用する場合
 - (2) 市または函館市教育委員会が主催または共催する会議、集会等に使用する場合
- 2 使用料の減免を受けようとするものは、別記第2号様式の申請書により市長に申請しなければならない。
 - 3 市長は、前項の規定による申請があったときは、減免の可否を決定し、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。

(使用料の還付)

第4条 条例第9条ただし書の市長が特別の理由があると認める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 災害その他使用者の責めに帰することができない理由により使用できなくなった場合
 - (2) その他特別な理由により市長が還付する必要があると認める場合
- 2 使用料の還付を受けようとするものは、別記第3号様式の申請書により市長に申請しなければならない。
 - 3 市長は、前項の申請があったときは、還付の可否を決定し、その旨を当該申請をしたものに通知するものとする。

附 則 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

別記第 1 号様式

函館市青年センター使用料後納申請書

年 月 日

函館市長 様

住所
 (団体にあっては代表者の住所)
 申請者 氏名
 (団体にあっては、その名称および代表者の氏名)
 電話

次のとおり使用料を後納したいので申請します。

使用許可の年月日 および許可番号		年 月 日 第 号			
使 用 目 的					
区 分	使用年月日	使用場所等	使 用 時 間		使用料の額
			時 分 ~ 時 分		円
			時 分 ~ 時 分		円
			時 分 ~ 時 分		円
			時 分 ~ 時 分		円
合 計				円	

下記の理由により、使用料の後納を決定したい。

- ・理 由
- ・後納の額 円

決済印	課長	主査	担当	館長

